

令和 5 年

第 2 回議会臨時会会議録

自 令和 5 年 4 月 28 日

至 令和 5 年 4 月 28 日

福島県会津坂下町議会

令和5年第2回会津坂下町議会臨時会会議録

令和5年4月28日から令和5年4月28日まで第2回臨時会が町役場議場に招集された。

令和5年4月28日 午前10時10分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（なし）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	加藤秀法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	宇内勝良
庁舎整備課長	遠藤幸喜	出納室長	田部義康
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。（開会 午前10時10分）

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として12番 酒井育子君、13番 小畑博司君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第2回臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、「緒報告について」であります。議長より3件を提出いたします。

町長から、報告3件の提出がありました。

町長報告第2号「専決処分の報告について 専決第4号 損害賠償の額の決定について」

町長報告第3号「専決処分の報告について 専決第5号 損害賠償の額の決定について」

町長報告第4号「専決処分の報告について 専決第6号 損害賠償の額の決定について」

であります。朗読を省略して、内容の説明を求めます。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。私からは、議長報告第4号 町長報告第2号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第4号 損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本件は、令和4年12月9日午前8時20分頃、会津坂下町字市中3番甲3663番地内において発生した対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所並びに氏名は、福島県大沼郡会津美里町字安田乙978番地1、本名亜美様であります。

損害賠償の額は、町公用車で交差点を通行中に本名様が走行する車両と接触し、ドア等を破損させたことによる修理に要した261,213円で、地方自治法第180条第1項の規定により令和5年4月21日専決処分を行なったものであります。

続きまして、議長報告第5号 町長報告第3号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第5号 損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本件は、令和4年12月19日午前9時頃、会津坂下町字台ノ下748番地10地内において発生した対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所並びに氏名は、福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下748番地10 長谷川 優子様であります。

損害賠償の額は、除雪作業中に長谷川様宅の金網フェンスに接触し破損させたことにより修理に要した45,100円で、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年4月21日専決処分を行なったものです。

続きまして、議長報告第6号 町長報告第4号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決第6号 損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本件は、令和5年2月2日午後2時50分頃、会津坂下町大字大沖字吉原地内において発生しました対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所並びに氏名は、福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下311番地 会津坂下警察署 様であります。

損害賠償の額は、除雪作業中に会津坂下警察署様が所有する道路標識を破損させたことにより要した修理経費99,000円で、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年4月26日専決処分を行なったものです。以上説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

以上、説明のとおりでありますので、ご承知願います。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

皆さん、改めておはようございます。

本日ここに、令和5年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げる案件は、「専決処分の報告及びその承認について」承認2件、除雪機械の購入に伴う「財産の取得について」、食料品等物価高騰の影響を特に受ける低所得子育て世帯に対し、生活を守るための給付金であり、早期に実施する必要があることから、「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」の議案2件の計7件のご提案となります。

また、「会津坂下町役場新庁舎の建設場所についての議決内容の一部変更について」につきましては、6月定例会で上程することと判断し、本臨時会での上程を見送ることといたしました。

上程いたします案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。すが、なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎承認第1号から議案第32号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第4 承認第1号「専決処分の報告及びその承認について 専決第1号 令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第10号）」から、議案第32号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」までの4件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

承認第1号 専決処分の報告及びその承認について

専決第1号 令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第10号）

承認第2号 専決処分の報告及びその承認について

専決第2号 令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

議案第31号 財産の取得について

議案第32号 令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について、順次説明を求めます。
初めに、承認第1号について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。承認第1号 専決処分の報告及びその承認について 専決第1号 令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に6,770万1千円を追加し、予算の総額を90億484万2千円とするものです。

次に、第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による、とするものです。

次に、第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による、とするものです。

なお、本補正予算は地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分をした補正予算であり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

本補正予算の主な内容は、地方譲与税、交付金・交付税等の確定及び、起債額の確定による財源内訳の補正になります。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをご覧ください。

「第2表 繰越明許費補正」は、変更は2件です。

まず、過疎対策事業（定住人口対策）130万円の増は、若者の定住促進のための住宅取得補助金3件分であり、社会情勢により建築資材の調達に期間を要し、工事に遅延が発生したため、年度内完成が困難であることから繰り越すものです。完了はいずれも令和5年5月を予定しております。

次に、町道舗装事業（2項道路）83万6千円の増は、敷地のセットバック分を分筆するため、抵当権の一部放棄を金融機関へ依頼しておりましたが、金融機関側で当初見込んでいた以上に期間を要し、年度内の完了は困難であることから繰り越すものです。以上、変更2件で213万6千円の増額となります。

5ページをご覧ください。

「第3表 地方債補正」については、変更が1件です。

変更となる農地農業施設災害復旧事業は、補助対象経費の確定に伴い、200万円を減額するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

事項別明細書についてご説明申し上げます。1ページをご覧ください。

1総括 歳入について説明いたします。

歳入は、2款：地方譲与税から21款：町債まで、補正前の額 89億3,714万1千円、補正額 6,770万1千円の増、補正後の額 90億484万2千円となります。

2ページをご覧ください。

歳出は、11款：災害復旧費から13款：予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額

は歳入と同額となります。財源内訳は、地方債が 200 万円の減、一般財源が 6,970 万 1 千円の増となります。

3 ページをご覧ください。2 歳入についてご説明いたします。

3 ページの 2 款 1 項 1 目：地方揮発油譲与税から 4 ページの 5 款 1 項 1 目：株式譲渡所得割交付金までは各譲与税及び交付金の額の確定による増減となります。

5 ページをご覧ください。6 款 1 項 1 目：法人事業税交付金、及び 7 款 1 項 1 目：地方消費税交付金は、当初の見込みより、コロナ等による景気の落ち込みがなかったことから増額となっております。8 款 1 項 1 目：環境性能割交付金は、交付金の額の確定による増額となります。

6 ページをご覧ください。9 款 2 項 1 目：新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 補正額 178 万 8 千円の増は、償却資産及び事業用家屋の固定資産税軽減措置に伴う減収補填交付金になります。

10 款 1 項 1 目：地方交付税 特別交付税 3,869 万 6 千円の増については、3 月補正で配分額を前年度同額と見込み増額補正しておりましたが、1 2 月の大雪により除排雪経費の算定において見込み額より配分額が増額したことによるものです。

震災復興特別交付税 282 万 4 千円の減は、ふくしま森林再生事業の前年度分からの繰り越し分を見込んでおりましたが、前年度で交付されたため、その分の減額となります。

次に、11 款 1 項 1 目：交通安全対策特別交付金 補正額 45 万 2 千円の減は、額の確定によるものです。

7 ページをご覧ください。14 款 2 項 4 目：土木費国庫補助金 補正額 850 万円の増は、大雪の影響による除雪経費の増に伴い、臨時的な措置として、社会資本整備総合交付金で 550 万円が追加交付となり、また、新たに臨時道路除雪事業費補助金で 300 万円が交付されたことによるものです。なお、すでに事業実施した除雪に係る財源補てん的な補助金であるため、一般財源としての取り扱いをいたします。

21 款：町債は、第 3 表地方債の補正により説明したとおり、200 万円の減となります。

8 ページをご覧ください。3 歳出についてご説明いたします。

11 款 1 項 1 目：農業施設災害復旧費は、補正額はございませんが、起債額の減額による財源内訳の補正となります。

最後に、13 款 1 項 1 目：予備費 補正額 6,770 万 1 千円の増は、歳入歳出調整のための補正となります。説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

続いて、承認第 2 号について説明を求めます。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

おはようございます。

承認第 2 号 専決処分の報告及びその承認について 専決第 2 号 令和 4 年度会津坂下

町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによるというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,501 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 5,958 万 6 千円とするものです。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

なお、本補正予算は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日付けで専決処分をしたものであり、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

本補正予算は、3 月支払分の保険給付について、大動脈解離や冠状動脈狭窄症に係る緊急的な高額手術が重なったことなどにより、保険給付費が不足したため、3 月 31 日付で専決処分をし、支出したというものであります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをご覧ください。1 の総括になります。

まず、歳入であります。4 款 県支出金 3,501 万 4 千円を追加し、歳入合計を 18 億 5,958 万 6 千円にするというものです。

次に 2 ページをお開きください。歳出であります。

2 款 保険給付費 3,501 万 4 千円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の 18 億 5,958 万 6 千円にするというものです。財源内訳は、国県支出金が 3,501 万 4 千円の増となります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。2 の歳入であります。

4 款 1 項 1 目 保険給付費等交付金 3,501 万 4 千円の増は、療養給付の増により補正するものです。

次に 4 ページをお開きください。歳出です。

2 款 1 項 1 目 一般被保険者療養給付費 3,501 万 4 千円の増は、高度手術等による給付の増により補正するものです。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第 31 号について説明を求めます。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

改めまして、おはようございます。

議案第 31 号 財産の取得について ご説明申し上げます。

次のとおり、財産を買収するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めたいというものであります。

今回の財産取得でございますが、除雪機械は概ね 18 年が経過いたしますと修理に要する

経費の増加及び修理期間が長期間となり除雪作業に支障をきたす恐れがあることから、車両の更新により、町道延長約 36 キロメートルの除雪作業を万全に進めるとともに、処理能力向上と維持経費の軽減を図るため、国の社会資本整備総合交付金を活用し、取得するものであります。

- 1 財産の名称、種類、数量については、除雪ドーザ（株式会社小松製作所 WA270 の 8 型）14 t 級 1 台を買収するものであります。
- 2 買収の目的は、町道の除雪であります。
- 3 買収の方法は、随意契約であります。
- 4 買収予定価格は、3,025 万円であります。
- 5 買収の相手方は、会津若松市町北町始宮前 9 1 番地 1、コマツ福島株式会社 会津支店 支店長 斎藤幸一であります。

次のページをご覧ください。

落札価格が、2,750 万円、消費税 275 万円となっております。なお、本来であれば指名競争入札により、除雪機械を取得するところではありますが、指名業者 5 社のうち 4 社から「部品調達が間に合わない」との理由から入札辞退届が提出されたため、受注可能と回答のあったコマツ福島株式会社会津支店との随意契約としたものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第 32 号について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第 32 号 令和 5 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に 8,914 万 1 千円を追加し、予算の総額を 76 億 9,914 万 1 千円とするものです。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正 による、とするものです。

今回の主な補正予算は、予防接種法における新型コロナワクチンの特例臨時接種期限が令和 6 年 3 月末まで延長されたことを受け、接種費用と事業費を令和 5 年度予算に新たに計上するものです。

また、公共施設用地にかかる土地の購入および物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給するものです。

1 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正 につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。次に、事項別明細書の 1 ページをご覧ください。

1 総括 歳入につきましては、1 4 款：国庫支出金から 1 5 款：県支出金まで、補正前

の額 76 億 1,000 万円、補正額 8,914 万 1 千円の増、補正後の額 76 億 9,914 万 1 千円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、2 款：総務費から 13 款：予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。

財源内訳は、国県支出が 8,836 万円の増、一般財源が 78 万 1 千円の増であります。

なお、4 款衛生費で実施する、コロナワクチン予約システムの 4・5 月分の委託料は予備費で対応しております。

3 ページをご覧ください。

2：歳入 の詳細についてご説明いたします。

14 款 1 項 2 目：衛生費国庫負担金 補正額 3,772 万 6 千円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する負担金で、14,950 人の接種分などを見込み計上したものです。

14 款 2 項 2 目：民生費国庫補助金 子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金（その他世帯分）、補正額 643 万 8 千円の増は、低所得の子育て世帯に対し、児童 1 人あたり 5 万円を給付する事業であり、対象を 63 世帯、107 人と見込み、給付金と事務費を計上したもので、補助率は、10/10 です。

3 目：衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で 4,484 万 3 千円を計上するもので、補助率は 10/10 です。

次に、15 款 2 項 2 目：民生費県補助金 子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金（ひとり親世帯分）13 万 4 千円の増は、低所得のひとり親世帯等に対し、児童 1 人あたり 5 万円を県から直接給付する際の、町の事務経費に対する補助金を計上するもので、補助率は 10/10 です。給付対象は前年度実績を参考とし、157 世帯、194 人を見込んでおります。

4 ページをご覧ください。3：歳出 についてご説明いたします。

2 款 1 項 5 目：財産管理費につきましては、公共施設用地として、市中三番甲地内の土地購入費で 510 万円を計上するものです。

3 款 2 項 1 目：児童福祉総務費 補正額 13 万 5 千円の増は、子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）の、事務費を計上するもので、補助率は 10/10 です。

内容としては、3 節 時間外勤務手当 6 万 7 千円、10 節 事務用品 5 万円、11 節 郵便料 1 万 8 千円を計上いたしました。

5 目：臨時福祉給付費 補正額 643 万 9 千円の増については、子育て世帯生活支援特別給付金事業（その他世帯分）の事務費および給付金となります。

3 節：職員手当等は、時間外勤務手当に 40 万 2 千円、10 節：需用費、事務用品に 5 万円、11 節：役務費、郵便料 1 万 2 千円、口座振替手数料 7 千円を計上しました。

5 ページをご覧ください。12 節：委託料、子育て世帯生活支援特別給付金支給のためのシステム改修で該当者抽出、通知書作成等の業務に 61 万 8 千円を計上しました。18 節：負担金補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）は 107 人分給付するため 535 万円を計上するもので、補助率は、10/10 です。

4 款 1 項 2 目：予防費 補正額 70 万円の増については、妊娠確定までの検査費用について、1 人 1 万円を上限に助成するもので、国の補助対象は非課税世帯が対象ですが、対象をすべての世帯に拡大し、70 名を見込み新たに計上いたしました。なお、非課税世帯 2 名分については当初予算に計上しております。

5 目：新型コロナウイルス感染症対策費 8,179 万円の増は、予防接種法におけるワクチンの特例臨時接種期限は令和 5 年 3 月末で終了予定でありましたが、令和 6 年 3 月末ま

で実施期間が延長されることに伴い、新たに計上するものです。

1 節は、予防接種健康被害調査委員会報酬で 8 万 8 千円、3 節は、職員の時間外手当で、120 万円、7 節は、医療機関へのワクチン管理協力金で 585 万 6 千円、10 節は、事務用品で 100 万円を計上いたしました。11 節は、郵便料、iPad 通信料、ワクチン配送料、国保連審査支払手数料で 732 万 5 千円を計上いたしました。

6 ページをご覧ください。12 節：委託料は、ワクチン接種費用で、14,950 人の接種分などを見込んだものです。廃棄物処理で 86 万 4 千円、予防接種で 3,772 万 7 千円、託児業務は、ワクチン接種する際の託児費用で、2 万円、医療機関コロナワクチン接種体制整備が医療機関の医療物品整備分で 150 万円、接種券印刷・封入費用で 626 万 8 千円、コールセンター運営費用で 1,673 万 8 千円を計上いたしました。18 節：両沼地区医療機関コロナワクチン接種体制確保は、両沼地区医療機関コロナワクチン接種負担金で 270 万円を計上いたしました。

8 款 2 項 5 目：橋りょう新設改良費はステーションばんげ南公園線跨線橋の修繕工事にかかるもので、支払方法の確定に伴い、事業費科目の組替であり、全体の補正額はありません。

7 ページをご覧ください。9 款 1 項 1 目：非常備消防費 170 万 5 千円の増は、町消防団の「金ばれん受賞特集」にかかる新聞広告料等になります。

最後に、13 款 1 項 1 目：予備費、補正額 672 万 8 千円の減は、歳入歳出額の調整による減額となり、これにより予備費総額は 1,454 万 4 千円となります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

質疑、討論、採決は 1 件ごとに行います。

まず、承認第 1 号「専決処分の報告及びその承認について 専決第 1 号 令和 4 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 10 号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第 1 号「専決処分の報告及びその承認について 専決第 1 号 令和 4 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 10 号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号「専決処分の報告及びその承認について 専決第2号 令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）」に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号「専決処分の報告及びその承認について 専決第2号 令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第31号「財産の取得について」に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

◎議員（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎議員（渡部正司君）

買収の方法としては、最終的に随意契約になったということの説明でありました。また、他の業者さんからは、納期が間に合わないという事で最終的に随意契約訳ですが、この随意になったことで、納期が間に合わないから致し方ないところもあるのですが、随意になってしまったことで、見積額が、当初考えていたものより高くなったとかあったと思うのですが、その差額というものはどのように考えていたのでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）
議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）
古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）
結果的に随意契約での財産の取得という形になりましたが、予定価格の範囲内で落札を頂いたところであります。議員の皆様ご承知の通り、昨年度まで更新はさせていただいてきましたけれども、平均で言いますとだいたい60～70%の間くらいの落札率であったものが、今回は87%という形になってございますので、本当であれば指名競争入札であればもう落札率が少し下がったものと認識しております。随意契約だからいたしかたないはいませんが、あくまでも結果でございますので、ご理解いただければと思います。

◎議長（水野孝一君）
他に質疑はありませんか。質疑も尽きたようであります。
これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）
討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第31号「財産の取得について」を採決いたします。
この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）
起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議員（五十嵐一夫君）
議長、11番。

◎議長（水野孝一君）
11番、五十嵐一夫君。

◎議員（五十嵐一夫君）
4ページの2款1項5目 公有財産購入費についてお伺いします。土地購入費について

であります。先ほど市中三番甲地内という事でお聞きしましたが、具体的にはどこなのかというのが1点。あと、購入の目的について伺います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）
議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）
佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）
土地の場所につきましては、役場の東側の会津葵さんの土地になります。面積が 252 m² であります。目的につきましては、現時点では庁舎用地となっておりますが、それと合わせて今検討を進めております中心市街地のための活性化の用地として、いずれか目的で使いたいということで購入するという考えであります。

◎議員（五十嵐一夫君）
議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）
11 番、五十嵐一夫君。

◎議員（五十嵐一夫君）
現時点において庁舎周辺という事で用地については議決がなされているのであるから、本来であれば庁舎建設用地として取得したい場所だったと認識しているのですが、そうすると、単なる公有財産購入費ではなく、庁舎の積立金から財源を繰り入れをして購入すべきものとするのですけれども、現時点では庁舎建設は庁舎周辺で進めているというふうにやらなければならないと思うのですが、そのあたりの見解をお伺いします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）
議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）
佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）
先程、全協でもお話させていただきましたが、6月議会の中で執行部側の考えも提案させていただくという事で、今2段階というような形で、目的はいずれか方法で利用したいという事で購入したいするという考え方でございます。財源については一般財源で対応できますのでそちらの方で対応したいと考えております。

◎議員（赤城大地君）
議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎議員（赤城大地君）

金ばれんについてなんですけれども、これはあくまで広告料として支払うのでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

金ばれんにつきましては、民報旗金ばれんという形になります。受賞につきましては3月の中旬位に県の消防協会から会津坂下町の4月から今年の1月までの無火災270日間であったことが対象になるという事で推薦したいという旨連絡がありました。町としまして、消防団としましたもぜひお受けしたいという事で受賞にいたったものでございます。

実際は6月3日の県の消防大会が喜多方市で行われ、その際に金バレンの授与式が行われます。実際の費用としましては、民報旗金ばれんという形になりますので、民報社の紙面に受賞の広告を掲載する費用、また、計画はできておりませんが、秋の合同パレードの時にお披露目のパレードを実施する予定もあります。その際にも記事を掲載していただく、その記事掲載料として支出したいというものであります。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。質疑も尽きたようであります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は、全部終了いたしました。
これをもって、令和５年度第２回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

（閉会 午前 10 時 53 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 4 月 2 8 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員